

公立大学法人山口県立大学 Web ページ広告掲載要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人山口県立大学(以下「本法人」という。)が管理する山口県立大学 Web ページ(以下「本学 Web ページ」という。)へ掲載する民間企業等の広告に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「広告」とは、本学 Web ページ内に表示される広告画像で、広告の掲載を希望する民間企業等(以下「広告掲載希望者」という。)が指定する Web ページにリンクするバナー広告をいう。

(広告の掲載範囲)

第3条 広告の掲載範囲は、公立大学法人山口県立大学広告掲載基準(以下「基準」という。)の定めるところによる。

(広告の掲載ページ、位置、枠数及び規格)

第4条 広告の掲載ページ、位置、枠数及び規格は、当該掲載ページの管理責任者と協議の上、学長が決定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、月単位とする。

2 前項の期間の開始日は、掲載を開始する月の初日とし、最終日は、掲載を終了する月の末日とする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、本学 Web ページ上での公募その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、所定の申込書により、本法人が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載可否の決定)

第8条 学長は、前条の規定による申込みを行った広告掲載希望者について、広告掲載の可否を決定する。

2 学長は、広告掲載の可否の決定をしたときは、その結果を書面により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載希望者の承諾)

第 9 条 広告掲載可の通知を受けた広告掲載希望者は、本法人が通知した広告の掲載に係る条件等に応じるときは、所定の承諾書を本法人に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 10 条 前条の承諾書を提出した広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を本法人が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料の額及び徴収)

第 11 条 広告掲載料の額は、類似広告の市場価格等を勘案し、学長が決定する。

2 広告掲載料は、原則として広告掲載開始日前の本法人が指定する期日までに、広告主から一括徴収するものとする。

(広告内容等の変更)

第 12 条 本法人は、広告の内容、デザイン、リンク先 Web ページの内容等が法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要項等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、事前に本法人の担当部署に連絡するものとする。

3 前項の場合において、変更申請に係る可否決定は、第 8 条の規定を準用する。

(広告掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により本法人に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 本法人は、次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載(掲載の許可を含む。以下次条において同じ。)を取り消すことができるものとする。

(1) 本法人が指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 本法人が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

- (3) 第12条第1項の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) その他広告主の責に帰すべき事由により本学 Web ページへの広告の掲載が適切でないと学長が判断したとき。
- 2 学長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して、書面によりその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項第2号から第4号までのいずれかの規定により広告の掲載を取り消した場合は、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

- 第15条 広告主の責に帰さない事由により、本法人が広告の掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料の額は、掲載を取り消した月以降の既納の広告掲載料月額総額の総額とする。
 - 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

- 第16条 広告の掲載期間内に本法人の都合により本学 Web ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、当該閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 前項の規定は、広告主の責に帰さない事由により、本法人が広告を掲載できなかった場合について準用する。

(広告主の責務)

- 第17条 広告主は、広告の内容等が、第三者の財産権その他の権利を侵害するものではないこと及び当該権利のすべてについて、権利処理が完了していることを本法人に対して保証するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三者から、広告の掲載に関連して被害を受けた旨の請求が本法人になされた場合は、本法人は、一切の責任を負わないものとし、広告主の責任及び負担において処理するものとする。

(本学 Web ページ資料の提供許諾)

- 第18条 本法人が国その他の機関に本学 Web ページ資料の提供を行う場合において、広告部分の提供も必要となるときは、広告主は、当該広告部分の提供について、許諾したものとみなす。

(裁判管轄)

第 19 条 この要項に定める広告の掲載に関する訴訟等の提起は、山口地方裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この要項に定めのない事項については、広告主と協議の上、決定するものとする。

(事務)

第 21 条 広告の掲載に関する事務は、法人経営部において処理する。

(雑則)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。